2021
02
February

CLIENT

No.345

税務トピックス

・税務調査について
　～よく見られるポイントについて
　　収入・棚卸編～

P1

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

・歯科医院におけるホームページの役割

P5

弊法人からの連絡事項

・消費税の価格表示について

P2

税務トピックス

・仮想通貨と確定申告
　－利益が出れば申告の対象に

P6

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

・「オンライン資格確認システム」の
　導入補助金について

P3

明日へのヒント

・見つからなければ相続難航
　「デジタル遺産」どう管理する？

P7

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

・マイナンバーカードの健康保険証利用

P4

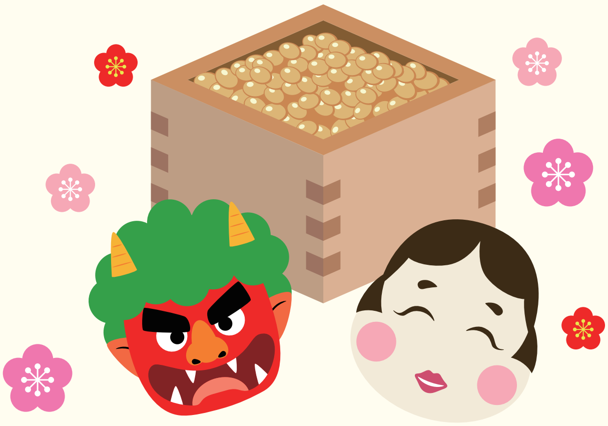

CREAS
CORPORATE ADVISERS

前号に引き続き、税務調査が行われた際に見られるポイントについてご紹介します。
2回目の今月号は、仕入れ及び技工・検査費用についてです。

マークについて
歯 …歯科に関わるもの　医 …医科に関わるもの

仕入れの計上時期について　歯 医

仕入れの計上は、納品日基準となります。
15日締及び20日締のような場合は、決算月の翌月の請求書から決算月分の仕入れ分を締め後として計上します。但し、決算月の最終診療日以降に納品されたものは翌期の経費となりますのでご注意ください。
最近では、クレジット決済にて支払が2か月遅れなど仕入れてから実際お支払い頂くまでに期間が空くことがございます。決算の際は、直近の請求書を弊社にお送り下さい。

技工・検査費用の計上時期について　歯 医

患者様に紐づく技工料や検査費用は、収入計上の課税期間と一致させる必要があります。
計上時期は下記のとおりになります。

請求書や支払は当期に完了していても、
費用計上は来期（収入計上と同じ）になる。

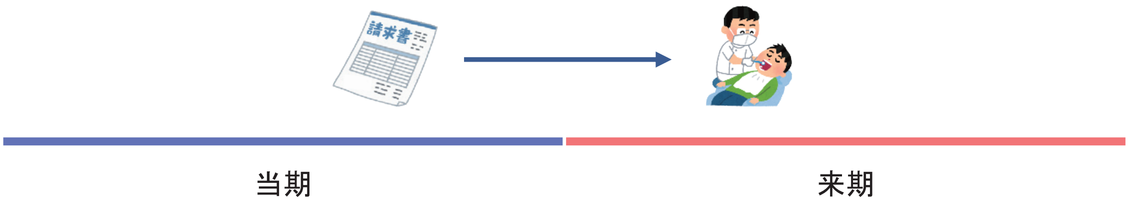

棚卸表について　歯 医

注意が必要なのは、決算月末日近くで仕入れたもので今期使用しなかったものは、漏れなく棚卸として棚卸表に記載することです。調査の際もここをよく確認されます。
決算月末日近くに仕入れたものが棚卸表にきちんと反映されているか、棚卸表を作成の際はもう一度ご確認するようにお願い致します。
また、仕入（薬剤）以外にもマスクや医療用ガウンなどコロナの影響などで大量にストックをお持ちの医院様は決算時の在庫を棚卸表に記載する必要がありますので、ご注意ください。

次号は、経費についてご紹介していきます。

４月1日より総額表示（税込価格の表示）が義務付けられます

2021年4月1日より値札や院内掲示、チラシ等の表示価格に、消費税額を含めた価格を掲載することが義務付けられます。

こちらは消費税課税業者が対象になりますが、免税事業者も消費税相当額を織り込んだ価格を表示することが適正との見解が財務省より通達されております。

待合室、受付等でサプリメント、歯ブラシなど物品販売を行っているクリニックも多いかと思いますが、改めて販売物の値札のご確認と設置をお願いいたします。

具体的な表示例

- 1,100円
- 1,100円（税込）
- 1,100円（税抜価格1,000円）
- 1,100円（うち消費税額等100円）
- 1,100円（税抜価格1,000円、消費税額等100円）

ポイント

①支払総額が書かれていること。
②消費税額が含まれた価格がお客様にわかりやすく明瞭に表示されていること。
③税込価格を表示する際、1円未満の端数が発生する場合は、端数を四捨五入、切り捨て、切り上げのいずれの方法で処理しても構いません。

認められないもの

- 1,000円
- 1,000円（税抜）
- 1,000円（税別）
- 1,000円（税込価格1,100円）
- 1,000円（別途 消費税100円）

税額が書かれていないもの、税抜価格本体のものは認められません。

表示が難しい時は・・・

①個々の値札で税抜価格を表示することが困難である場合

すべての商品について一括で税抜価格であることを掲示する方法が認められています。

②一部商品で税抜とする場合

値札に税抜価格であることを明示して、分かりやすい場所に「当クリニックでは税込表示の商品と税抜商品があります。税抜価格の商品については値札に「税抜」と表示しております」と掲示して下さい。

Question

オンライン資格確認システムの導入を検討しています。導入に係る費用も決して安いものではありません。助成金等はございますでしょうか。

Answer

CLIENT9月号でご案内致しました通り、診療所では顔認証付きカードリーダーが1台無償提供され、その他の費用も、42.9万円を上限に3/4補助するとしていました。

しかし、令和3年3月末までに医療機関･薬局の6割程度で、オンライン資格確認等システム（マイナンバーカードの保険証利用）の実施に必要な顔認証付きカードリーダーが導入されることを目指している中、10月18日時点で申込率が15.3%にとどまっています。

このため、11/27に厚生労働省より発表があり、上限は42.9万円とそのままですが、その他の費用については実費補助とする発表がありました。

◆その他の費用は、以下の通りです。

①オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末（パソコン）の購入・導入
②ネットワーク環境の整備
③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等
※消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額

◆補助対象の機関

令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関、薬局が対象です。
顔認証付きカードリーダーの導入をご検討の方は、お早めにお手続きをお願い申し上げます。

◆Q&A

Q1.既に申し込み済みの場合は対象外なのでしょうか。
A1.既に申し込み済みの保険医療機関等も対象となります。

Q2.申請は、どのタイミングで行えばよいのでしょうか。
A2.補助金の交付申請は、顔認証つきカードリーダーの導入、オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末の購入、保険医療機関等職員への実施指導等、必要な全ての交付対象事業完了後にまとめて申請してください。補助金申請までの流れは以下の通りです。

参考：厚生労働省「オンライン資格確認の導入について（医療機関・薬局、システムベンダ向け）」

Question

　マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。患者様から質問されることも増えてきたので、概要を教えてください。

Answer

　マイナンバーカードを健康保険証として利用する事ができるのは、前頁に記載の「医療保険のオンライン資格確認システム」を導入した医院です。

患者様の準備　～マイナンバーカードの健康保険証利用の申込～

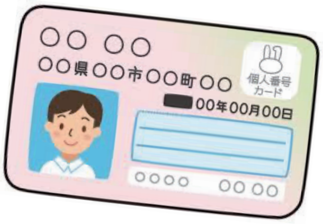

①マイナンバーカードを取得する
②以下を準備
　・マイナンバーカード　＋　数字４桁の暗証番号
　・スマートフォン（マイナンバーカード読取対応のもの）、
　　又は、パソコン+ICカードリーダーのいずれか
③マイナポータルのサイトにて、マイナポータルアプリをインストール
④マイナポータルのサイトにて、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込

マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリット

①転職・結婚・引越ししても、健康保険証の発行を待たずに、保険者での手続きが完了次第、マイナンバーカードで医療機関・薬局を利用できる
②マイナンバーカードを用いて、薬剤情報、特定健診情報、医療費通知情報を閲覧することが出来るようになる
③窓口への書類の持参が不要になる
④マイナポータルで確定申告の医療費控除ができるようになる

医療機関の導入状況

　昨年末より徐々に、補助金等の積極的なご活用を検討されている先生を中心に、関心をお持ちの医院が増えているようです。

　通信事業ベンダーやレセプトコンピューター業者からの案内や営業も３月末の申込期限に向け増えています。
　全国的な申込数は１月時点で２割程度ですが今後増加していくと思われます。

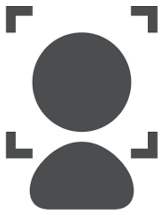

Question

最近ホームページの開設やリニューアルといった言葉をよく耳にします。ホームページがあると、どのようなメリットがありますか？

Answer

ホームページには集患数の向上など様々な効果があります。

☑ 集患数向上につなげるチャンスを広げます

医院を探している患者様の多くはインターネット検索が主流のため、競合が厳しい地域では、他院との差異化のために、ホームページ（以下、ＨＰ）の情報を充実させているケースが多くあります。若年層のみではなく、高齢者のインターネット利用率も年々上昇していることから、ＨＰを作る、またはよりクオリティの高いものに「リニューアル」することは、集患数向上につなげるチャンスと言えます。
例えば昨今のコロナ情勢下、待合室の抗菌・抗ウイルス加工やフェイスシールド装着等の取り組みをＨＰに掲載することにより、患者様が安心して診療を受けられることをアピールし印象付けることにより集患につなげるような取り組みが可能です。

☑ 人材確保

近年の求職者は、インターネットやSNSを活用した情報収集にシフトしています。求職者がＨＰを訪問した際に、医院の印象や求職者自身が働いている姿をイメージしやすくなり、応募しやすくなります。

☑ 診療内容や診療時間、診療所の場所を広く周知

診療内容やインプラント等の料金表をわかりやすく掲載できる上、診療所の場所をGoogleマップと連携させて診療所までの行き方を簡単に案内させることも可能です。

☑ 患者様の利便性の向上

ＨＰから診療内容、診療時間、費用などを確認したらそのまま予約まで簡単に進めることができるシステムや外部サービスの活用も検討できます。患者様の利便性が向上することで、集患の効果が期待できます。

ただしコンテンツについては医療法の規制があるので注意が必要です。

◇2018年5月より医療機関のＨＰは広告とみなされ様々な規制が設けられました。
以下は医療法により禁止されていることの例示です。（厚生労働省「医療広告ガイドライン」より抜粋）

・「最先端」や「最適」の表現は、誇大広告に該当するため、使用できません。
・　医療機関のウェブサイト上の口コミ情報の掲載も認められていません。
・「審美治療」という表現はできません。
（上記の他にも様々な禁止規定や条件付きの規定があります）

※ご参考：歯科用インプラントによる自由診療については公的医療保険が適用されない旨と治療に掛かる標準的な費用が併記されている場合に限って、広告可能です。

◆HPの作成は医療分野に経験豊富な業者をお選び頂く事が近道です

弊法人からも医療専門のHP制作業者のご紹介が可能です。ご希望ございましたら担当までお問合せください。

仮想通貨と確定申告ー利益が出れば申告の対象に

主要な暗号資産（仮想通貨）取引所の売買高が2021年1月4日に過去最高を更新しました。

ビットコインは昨年12月に入り200万円を突破し、2021年1月1日には300万円を超え、一時は356万円の高値を付けました（2021年1月6日現在）。暗号資産の市場は活況ですが、売買によって**利益が出た場合には確定申告が必要**ですので注意が必要です。

暗号資産（仮想通貨）取引の利益は雑所得に分類

暗号資産の取引で利益が出れば、原則として雑所得に分類され、**利益が20万円を超える場合には確定申告が必要**です。

売却額 － 必要経費 ＝ 売却利益 or 損失

- 売却額：※暗号資産でモノを購入した場合、取得価額よりも売却価額が上がっていれば確定申告が必要になる場合があります。
- 必要経費：
  - ・譲渡原価
  - ・売却時の手数料 など
- 売却利益 or 損失：
  - ・確定申告が必要です
  - ・雑所得のため、医院の所得等を含めた所得税率で計算されます。

※なお、暗号資産取引によって損失が生じた場合には、この損失を他の所得から差し引くことはできません。株式売却益とも相殺はできません。

暗号資産（仮想通貨）の計算方法

1月1日～12月31日までの1年間に、暗号資産の売買ごとに所得を計算して申告を行います。
暗号資産の評価には「総平均法」又は「移動平均法」のいずれかの方法を用います。

- **総平均法…期間全体の購入金額の合計を、期間全体の購入数量で割って算出する方法**
- **移動平均法…暗号資産の購入の度に、取得価額を算出する方法**

これらの評価方法は暗号資産の種類ごとに選定する必要があり、初めて暗号資産を取得した場合や、異なる種類の暗号資産を取得した場合には、その取得した年分の確定申告期限までに「**所得税の暗号資産の評価方法の届出書**」を提出する必要があります。届出を行わなかった場合には「総平均法」になります。

暗号資産（仮想通貨）取引の必要経費

売却による所得を申告する場合、所得の計算上で必要経費となるものには以下のような費用が挙げられます。

・仮想通貨の譲渡原価
・売却の際に支払った手数料

（参考：国税庁「暗号資産に関する税務上の取扱いについて（情報）」）

暗号資産取引の利益に対して**期限内に確定申告を行わなければ、無申告加算税などペナルティーが課せられます**。確定申告に関するお悩みやご質問は、担当までお気軽にお問い合わせください。

見つからなければ相続難航「デジタル遺産」どう管理する？

　日本クレアス税理士法人が行ったリサーチがYahoo!ニュースで取り上げられました。
　ネットバンクや仮想通貨、オンライン証券口座など、何らかのデジタル資産を保有している人が増加していますが、問題になるのは相続によって「デジタル遺産」に変化した時です。本調査ではデジタル遺産に関する対策の遅れが浮き彫りになりました。

85%が何らかのデジタル資産を保有

YAHOO! JAPAN ニュース

キーワードを入力

トップ　速報　ライブ　個人　特集　みんなの意見　ランキング

主要　国内　国際　経済　エンタメ　スポーツ　IT　科学　ライフ

見つけられなければ相続難航　「デジタル遺産」どう管理する？

2020/12/23(水) 13:55 配信　1

ITmediaビジネス ONLiNE

　スマートフォンやPCで管理されているデジタル資産。インターネット普及率の上昇に伴い、何らかのデジタル資産を保有している人が増加しているが、問題になるのが相続によって「デジタル遺産」に変化するときだ。

【調査】デジタル資産の相続での心配事

相続で問題になるデジタル遺産

　金融業界全体でペーパーレスの動きが進んでおり、所有者本人からの聞き取りなしでデジタル遺産を発見するのは困難。さらに、発見できても管理処分に必要なパスワードなどのセキュリティ情報までは入手できず、遺産分割の手続が難航するおそれがある。

　日本クレアス税理士法人が行った調査によると、デジタル遺産に対する対策の遅れが浮き彫りになった。

全国の30歳ー59歳の男女340人に行った調査によると、**85%が何らかのデジタル資産を保有**しており、
過半数が「電子マネー」「ネットバンク口座」を挙げました。
また、仮想通貨も1割程度が保有していました。

一方で、これが「デジタル遺産」になることに対しては、70%が「心配している」と回答。「家族に見つけてもらえるかどうか」「相続人がうまく管理できるか」などが心配な点として挙がりました。

実体のある資産であれば、周囲に紙の通帳や固定資産税の納税通知書などがあるため、財産目録や遺言書がなくても遺産を発見できます。一方で、**デジタル遺産はほぼペーパーレス化されているため、そのままでは家族は遺産を発見することができず、その点を心配する声が多くありました。**

デジタル遺産の対策は「紙に書く」「エンディングノート」

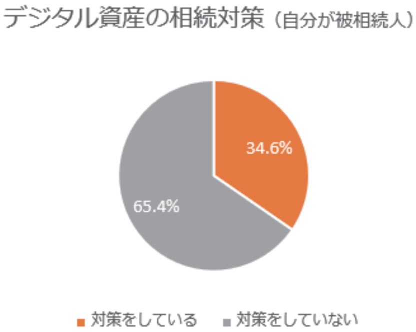

こうしたデジタル遺産への対策として行っていることを聞いたところ、「紙に書く」がトップでした。紙に書いて残すことは、資産を発見してもらう上では有効な手段の1つですが、遺産分割のトラブルにもつながります。**財産に関する自分の意思を確実に伝える手段は遺言書の作成ですが、行っているのは全体の1割にとどまりました。**

なお遺言書の作成をしている人を年代別に見ると、30代が過半を占め、若い世代のほうがデジタル遺産について真剣に考えている傾向がうかがえました。

デジタル資産の相続対策状況など、リサーチ結果の全文は、日本クレアス税理士法人のWebサイトで掲載をしています。QRコードからぜひご覧ください。

日本クレアス税理士法人　医療事業部

CLIENT 345 号
■発行日：2021 年 2 月 5 日
■発行元：日本クレアス税理士法人　医療事業部
■URL：https://ca-medical.jp
■お問合わせ先：電話 03-3593-3237　FAX 03-3593-3245

▼東京本社▼
〒100-6033　東京都千代田区霞が関３丁目２番５号 霞が関ビルディング 33 階
電話（代表）：03-3593-3235　FAX：03-3593-3246

◁国内▷　東京/大阪/高崎/富山/千葉
日本クレアス税理士法人
日本クレアス社会保険労務士法人
株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A
株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング
株式会社日本クレアス財産サポート